

会 議 録

会 議 名	令和4年度第2回東浦町都市計画審議会	
開 催 日 時	令和5年3月16日（木） 午後3時00分から午後3時45分まで	
開 催 場 所	東浦町役場本庁舎 3階 合同委員会室	
出 席 者	委 員	鈴木博志会長、河合洋介委員、関浩二委員、戸田重雄委員、鈴木鑑一委員、杉浦政代委員、山下享司委員、外山淳恵委員、松井好直委員
	事務局	神谷町長、篠田副町長、棚瀬都市整備部長、金井建設部技監、川瀬都市計画課長、竹内都市計画係長、足立主査、山田主事、 委託業者1名（国際開発コンサルタント）
内 容 （公開又は 非公開の別）	【報告事項】 東浦町立地適正化計画の策定について（公開）	
傍 聴 者 の 数	1名	
審 議 内 容 （ 概 要 ）	別紙のとおり	
備 考	会議録は要約	

1 開会

委員 9 名が出席しており、半数以上となるので、会議が成立していることを確認。

2 町長あいさつ

委員の方々にはご多用の中お集まりいただき感謝する。

立地適正化計画について、これまでの会議で進捗を報告させていただいてきたが、この度とりまとめを行った。パブリックコメントにかけたところ残念ながら意見はなかった。計画の策定を 3 月末にしたいと思っている。また、今後の運用を含めて委員の皆様から意見をいただきたい。

3 報告事項

■「東浦町立地適正化計画の策定について」

事務局（東浦町都市整備部都市計画課）より、配布資料を用いて説明。

<説明内容（概要）>

都市再生特別措置法第 81 条第 22 項に基づいた意見聴取であることの説明。

パブリックコメントの結果等について（資料 1 に沿って）説明。

- ・前回までのスケジュールについて
- ・パブリックコメントの結果の報告

募集期間：令和 5 年 1 月 1 日～令和 5 年 1 月 31 日

意見書の提出：なし

- ・今後のスケジュールについて

今後、本年度中に計画策定を行い、令和 5 年 4 月 1 日に計画公表予定。

公表に伴い、届出制度の運用開始予定。

前回からの計画（案）（本編及び概要版）からいくつか修正しているが、誤字の修正、わかりやすい表記等で内容を大きく変更する点はない。また、前回町都市計画審議会説明会の主な意見と対応方針について説明。

<質疑応答>

委員：

立地適正化計画の検討委員としても参加していたが、自分も町民として知らないことも多かった。立地適正化計画について、住民の方が関心を持つテーマではなく、パブリックコメントでも意見はなかった。だからといって関心がないというわけではなく、災害が発生するとなぜこれが立地適正化なのかという問題も出てくると思う。会議の中で適正とは何かということが何回も出

たし、防災の面でも課題はあった。最終的には計画を策定して前に進むことになるが、今後立ち止まって考えなおすことも必要だと思う。また、町全体でやっていくことも必要だし、町民とも一緒にやっていくことが必要だと思う。また、コミュニティが非常に重要だと思う。ずいぶん何回も検討しながらやることだと学ばせていただいた。

委員：

資料2で最終的には検討の結果、災害の規模であるL1とL2の明確な区分けがないため、そのままのことだが、逆に言うとL1、L2の区分けをしてどういった対策を講じるかを検討すべきだという主旨だったのだが、よく理解ができない。

事務局：

L1、L2というのは、計画規模と想定最大規模ということで使い分けるが、今回いろいろなハザードがある中でL1、L2の明確な区分がなく、このような対応とさせていただいた。今後、具体的に関係各課と協議しながら、高潮等の対策は考えていきたい。

L2に対しては、基本的に避難で対応していくという整理は前段でさせていただいている。

委員：

すべてに対して対応していくというふうに誤解されないように前段で整理されているのであればいい。今後、運用に入った際には、そのあたりはPRしていく必要がある。

■「東浦町立地適正化計画の策定について」のその他として、「立地適正化計画策定後の取扱方針について」

事務局より配布資料を用いて説明。

<説明内容（概要）>

- ・今後のまちづくり方針・イメージ
- ・立地適正化計画策定後の取組について（令和5年度）
- ・居住誘導区域に関する施策
- ・公共交通ネットワークに関する施策
- ・届出制度の運用
- ・居住誘導区域（防災重点エリア）で推進する主な施策

<質疑応答>

委員：

東浦はどちらかというとう都市化を目指すのか。周りをみていると休耕地、休耕地が多い状況にあり、火災のような問題が出てくると思う。高齢化して農業ができないが引き継ぐ世代がいらないような状況になっている。農作物も日本は輸入に頼っており、輸入の価格があがってきて困窮している。もう少し、東浦も政策を見直すべきだと思う。

事務局：

まず都市化を進めているのかということについては、計画の法的な位置づけの中で居住誘導区域の中に、都市機能誘導区域という名称なので都市化をイメージするかもしれないが、コンパクトなまちづくりを進めるという方針の中で、現在の市街化区域内が対象となっている。都市化というよりも都市機能誘導区域で都市機能増進施設を確保し、魅力を保ちながらなるべく周りに居住するというようなイメージなので、成長時代の都市化を進めていくものではない。

市街化調整区域は関係する計画と一緒に考えていくべきだと思うが、この計画の中では市街化調整区域の農地をどうしていくかまでは議論していない。

委員：

防災の観点から放置された農地への対策を考えていながら、少しは都市化を進めることは必要だと思う。市街化調整区域の農地を活用できるような補助施策も必要だと思う。

事務局：

農地については立地適正化計画で定めるような内容ではないが、既存の都市計画法の中でできる施策もあるので、都市計画マスタープランや総合計画、その他の農地に関する計画の中で対応を検討していく必要はあると考えられる。

委員：

農地を維持しようとしても難しく、農地は何年もかけてつくっていくことが必要である。国内で生産できるものがあれば、今後検討すると良いと思う。

委員：

資料3の「■今後のまちづくり方針・イメージ」3段目の文章について、居住誘導区域でありながら、メリハリをつけていくというのは、何を意図するのか。

事務局：

今回の計画期間より後のことをイメージしている記述となっている。今後、新市街地がなくなって人口動向も厳しい状況になったときに、今回防災重点エリアという区分を引いているが、そういったところの居住誘導区域を縮小することも検討することを示している。

委員：

新たに区画整理ができれば、そこに居住地として集約されるから、居住誘導区域は縮小していてもいいということか。

事務局：

都市計画マスタープランで、世帯数増加を受け入れるための人口フレームが残っている状況で、現在は新市街地を検討しているが、将来的に人口動向が厳しくなってくると災害ハザードや必要性を踏まえて居住誘導区域の変更を検討することをイメージしている。

委員：

人口減少であれば、本当に新市街地整備が必要かどうかという議論になってしまう。あえてこれを書く必要があるのか。

事務局：

計画ではコンパクトな市街地を維持していくことを示しているが、今後の人口減少が著しくなってくる場合は、ハザードを考慮しながら、居住誘導区域の見直しで縮小も必要になることをイメージして記述している。

委員：

当たり前のことを書いているように思う。

事務局：

これまで議論があったことを踏まえて記述させていただいた。

以上